

[総説]

## 青森県における明治期の看護教育 - 日本赤十字社青森県支部の救護看護婦養成を中心に -

大串 靖子<sup>1)</sup> 小山 敦代<sup>1)</sup> 田中 広美<sup>1)</sup> 山本 春江<sup>1)</sup>

### Nursing Education during the Meiji Period in Aomori Prefecture - Focusing on First-Aid Nurse Training at the Aomori Chapter of the Japanese Red Cross Society -

Yasuko Okushi<sup>1)</sup> Atsuyo Koyama<sup>1)</sup> Hiromi Tanaka<sup>1)</sup> Harue Yamamoto<sup>1)</sup>

#### Abstract

An investigation was conducted with the purpose of clarifying the status of training for nurses (termed "kangofu" at the time) during the Meiji Period in Aomori Prefecture with a focus on the actual condition of first-aid training for nurses at the Aomori Chapter of the Japanese Red Cross Society (below, "the JRC"). The investigation was performed as a literary examination using the book "A One Hundred Year History of the Red Cross in Aomori Prefecture" as a main source. First, an outline of nurse training in Japan and nurse training at the Headquarters of the JRC during the Meiji period was examined, to review the temporal relationship with the start of training at the Aomori Chapter. Organized nursing training started in Japan in 1885, at the Headquarters of the JRC in 1890, and at the Aomori Chapter in 1896. Nursing training at the Aomori Chapter of JRC was carried out by sending nurses for training to the Headquarters of JRC and other regional Red Cross Hospitals. Between 6 and 8 nurses per year were trained in the Meiji period, 63 nurses in total. The objective of this training was to provide first-aid during the war and times of disaster. During the Meiji period, there was an increase in demand for first-aid nurses because of the start of wars, which then continued. As well as female nurses, male nurses and provisional first-aid nurses taken from general nursing staff were also trained.

(J.Aomori Univ. Health Welf. 6(3): 361-368, 2005)

Key words : Meiji Period, the Aomori Chapter of the Japanese Red Cross Society, nurse training

キーワード : 明治期、日本赤十字社青森県支部、看護婦養成

#### I. はじめに

わが国において看護職（助産師・保健師・看護師・准看護師）の組織的な養成が始まったのは、明治32年産婆規則、大正4年看護婦規則、昭和16年保健婦規則とそれぞれの免許資格等にかかわる規則が制定<sup>1)</sup>されてからのことであった。なお、准看護師は昭和26年、保健師助産師看護師法の一部改正によって誕生した資格である。助産師（当時の呼称は産婆）や看護師はそれぞれ組織的に養成が始まる前は個人や民間団体、地方自治体などを設置主体とする病院等で任意に養成教育が行われ<sup>2)</sup>、助産業務・看護業務等に従事していた。

青森県における看護師の養成教育が初めて組織的に行われるようになったのは明治期とされており、最初の看護婦養成は明治29年の日本赤十字社（以下、日赤と略す）青森県支部における救護看護婦養成であった<sup>3)</sup>。

時期的に見て、日赤青森県支部の看護婦養成は明治23年日赤本社での看護婦養成<sup>4)</sup>開始から6年後のことであり、わが国看護婦養成の開始とされる明治18年<sup>5)</sup>からは11年後のことであった。中央から遠隔の地である青森県としてはさほど遅い養成開始ということではなかった。それには、わが国が挙げて戦争に突入した歴史が関係している。戦傷病者の救護看護の需要が高まり、日赤本社

1) 青森県立保健大学健康科学部看護学科

Department of Nursing, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

での救護看護婦養成が地方支部へも及び、日赤地方部看護婦養成規則（以下、支部規則と略す）の制定を経て全国的に日赤地方支部での救護看護婦養成が始められたのであった。

本稿では、日赤青森県支部の看護婦養成の状況と教育内容について、主に、公刊されている青森県赤十字百年史と日赤関係者の著述を中心に、そのほか日赤本社や他県支部に関連した文献や資料を用いて調査し検討を行った。

なお、ここで用いる「看護教育」という用語の概念は、看護職、すなわち保健師、助産師、看護師および准看護師の資格取得を伴う基礎教育ならびに卒業後職業上の要請に基づく継続教育を含む包括的概念で捉える立場<sup>6-8)</sup>に最も近いものであり、本稿では看護師養成のための基礎教育に限定して用いた。

また現在では看護師となっている名称を、本稿で歴史的時系列のなかでの諸事実を記述する部分では当時のまま「看護婦」として用いた。

## II. 検討に用いた資料・文献

本研究では、明治期を中心に、昭和初期にかけての日赤青森県支部の看護婦養成草創期におけるその養成・教育の状況について資料・文献から検討した。主な資料・文献は以下の通りであった。

1. 青森県の看護婦養成について
  - 1) 日本赤十字社青森県支部編：青森県赤十字百年史（1988年）
  - 2) 花田ミキ著：巻きもどすフィルム（1985年）、看護かけ歩き－明治・大正・昭和（1989年）、激動の時代を生きて、私が歩んだ昭和の看護史（1990年）の3編
  - 3) 日本看護協会青森県支部編：四十周年記念誌（1989年）
2. 全国的な看護婦養成について
  - 1) 日本看護協会編：日本看護協会史1（1967年）
  - 2) 平尾真智子：資料にみる日本看護教育史（1999年）
  - 3) 雪永正枝：看護史年表、第2版、医学書院（1977年）
  - 4) 高橋みや子、三上れつ：年表で見る日本の看護・看護教育100年（2000年）
  - 5) 木下安子：近代日本看護史、メヂカルフレンド社（1969年）
  - 6) 井上なつゑ：井上なつゑ自叙伝わが前に道はひらく（1973年）
  - 7) 15周年記念誌発行委員会：日本赤十字看護大学15周年記念誌（2000年）

## III. 明治期、わが国看護教育の草創期

わが国の看護教育の歴史において最も早くから認めら

れた職種は産婆（現在の助産師）であり、明治初期には医制に産婆の規定があった。

ついで看護婦が誕生するが、明治20年前後がその草創期であった。すなわち、明治18年（1885年）有志共立東京病院看護婦教育所、明治19年（1886年）京都看病婦学校、同年桜井女学校付属看護婦養成所、明治20年（1887年）医科大学第一病院看護婦養成所（翌年、帝国大学付属看病法講習科として開設）、そして、明治23年（1890年）日赤看護婦養成所が相次いで開設された<sup>9)</sup>。

当時の看護婦養成の主目的は、派出看護婦の養成であった。家庭で療養生活を行う患者のもとへ看護婦を派出させ、泊り込みで看護を行うものである。今日の訪問看護、在宅看護と類似しているが、今日ではこれらが社会的な保健医療福祉制度のなかに位置づけられるのに対し、派出看護は、経済的に裕福な家庭であり、上流家庭と称されるような家庭だけが利用できるものであった。上流家庭へ派遣される看護婦は教養があり、看護の訓練を受けた看護婦が必要とされていた。しかし、派出看護婦会の看護婦養成は営利本位に流れていく状況であり、行政が取締りをする対象となっていた<sup>10)</sup>。

また、明治期の、もう一つの看護婦養成の目的は病院で看護業務に従事する看護婦を養成することであった。当時の病院は、官立公立の医科大学・医学専門学校の付属医院や、私立病院（開業医の個人医院を含む）、日赤病院などであった。医学校の付属医院による看護婦養成は明治21年の帝国大学医科大学第一医院によるものとされる<sup>11)</sup>。医科大学第一医院看護婦養成所は帝国大学（現東京大学）医学部の附属病院において働く看護婦を養成するものであった。

後述する日本赤十字社の看護婦養成の目的は戦時救護・災害救護であり、他の養成機関の目的とは明確な相違があった。

## IV. 日本赤十字社本社における救護看護婦の養成開始

わが国で、博愛社として日本赤十字社（以下、日赤と略す）が設立されたのは明治10年であった。そして日赤本社において救護看護婦養成が開始されたのは明治23年であった<sup>12)</sup>。これは、現在の日本赤十字看護大学の原点となったものであり、日赤看護婦養成所はその後、女子専門学校（昭和21年）、女子短期大学（昭和29年）、大学（昭和61年）<sup>13)</sup> という変遷を経て今日、大学院博士課程を有する看護大学として発展を続けている。

日赤の看護婦養成の目的は日赤設立の原点である戦時救護であり、後に災害救護が加わった。日赤看護婦養成所の1回生が学業を終えて実務についた直後に濃尾大地震があり卒業生が災害地で救護にあたったことから看護婦の存在を社会に知らせたことが日赤看護大学記念誌に

写真入りで記録されている。その後に勃発した日清戦争に際して、明治27年初めて戦時救護班が多数編成され各地に派遣された。日赤で養成する救護員は、医員、看護人、看護婦、輸送人に分けられていた<sup>14)</sup>。

日本赤十字社が救護看護婦養成を明治23年に開始した時期はわが国看護教育草創期に当たるが、その養成目的が戦時救護、災害救護である点で他の養成機関とはまったく異なった独特な看護婦養成教育であった。

わが国の看護教育が全国的に制度化されるのは、大正4年内務省令看護婦規則制定以後のことであるが、それに先んじて日赤では明治22年に、翌23年の養成開始に備えた独自の看護婦養成規則が制定されている<sup>15)</sup>。

修業年限は最初1年半であったが明治26年改正時に一挙に3年半となり、明治29年改正からは本部生徒は3年、支部生徒は2年というふうになり、当時としては修業年限が長かった。

救護看護婦の教育目標は、二大目標が掲げられ、①人間形成につとめること、②専門職業人としての看護教育につとめることの2点であった<sup>16)</sup>。救護看護婦は一般の看護婦とは異なり、戦時、平時を問わず、傷病者に対して最初の処置をするため、普通の看護婦以上の技術・知識・精神を身につけていることが重要とされた。赤十字社の看護婦養成は全国の看護婦養成の模範となることが目指され、これらを具現化するものとして、全寮制の寄宿舎生活があった。寄宿舎での団体生活は、規律が重んじられ、人間形成の場とされた。

入学資格ついて、明治22年制定の救護看護婦養成規則では、年齢20歳以上30歳までの身体強健、性質温厚、品行方正な女性で、普通の文字を読み、仮名交じり文を作り、算術の心得ある者となっていた。明治26年改正からは、高等小学校卒業または同等以上となった。明治20年代の一般学歴として高等小学校は尋常小学校の上級の中

等教育に該当するとみられる。後に、入学資格は高等女学校または同等以上となり、その後、今日の新制度の学制となつてからは高等学校卒業となり、後期中等教育修了の線が維持されてきた。この点からみても日赤救護看護婦が他の一般看護婦の模範となるべき存在として教育されてきたことを物語っている。実際に入学する人には高等女学校卒業者が多かったとされる<sup>17)</sup>。

明治23年開設当時の日赤本社における看護婦養成の教育内容は、修業年限1年半の中で、学科目が3期に分けて履修された(表1)。その後、明治26年の規則改正でカリキュラムも一部変わり、軍人勅諭、陸海軍人官等、徽章および赤十字条約大要などが加わった<sup>18)</sup>。

表1 明治23年創設時の日赤本社看護婦養成における学科目

学期	学科目
第1期	解剖学大意 生理学大意 消毒法大意
第2期	看護法 治療介補 綱帯法
第3期	救急法 傷者運搬法 実施温習

註) 木下安子：近代日本看護史78頁より作成

日赤で看護婦養成が開始された同年の明治23年改正になる京都看病婦学校規則の学科目(表2)<sup>19)</sup>と比較してみると、解剖学、生理学、綱帯法(学)は共通しているが、日赤のほうは消毒法、治療介補、救急法、傷者運搬法において特殊性が出ている。また、日赤では看護法としているが、京都看病婦学校では一般看護法で概論を学び、眼科看護法、外科看護法、小児看病法、婦人看病法、精神病看護法、伝染病看護法など各論に分かれている点はその特殊性と認められる。

表2 明治23年改正京都看病婦学校規則における学科目

学期	学科目
第1年	看病婦心得 一般看病学 医語 綱帯学 解剖学大意 生理学大意 度量衡 電気機械学 按摩法 育児法 実習
第2年	眼科看護法 外科看護法 産婆学 小児看病法 婦人看病法 薬物学大意 食物調理法 精神病看護法 伝染病看護法 実習

註) 依田和美：京都看病婦学校で開始された看護教育の概要(日本看護歴史学会第19回学術集会シンポジウム講演資料)より作成

## V. 青森県における看護師養成前史

青森県において組織的に看護師養成が始まる前の看護師養成の実態を知る資料はまだ入手できないが、花田ミキ著「巻きもどすフィルム」の記述からその実態の一端を知ることができた。

「明治のはじめのわが国の医制には、医師の資格は決められていても、看護婦のことはなかった。近くの農村から娘たちを雇い、見よう見まねで仕事をさせていた、いわゆる見習い看護婦の制度が長らくわが国には定着していたのである。社会からは、偏見と軽蔑の目で見られて

いたといっいいい。」<sup>20)</sup>「大正4年に看護婦規則が出来てから、養成所は警察が認可していた。高小卒者以上が入る2年以上の修業年限の養成所は無試験で免状が交付されたが、県内にはその数は少なかった。ほとんどは、開業医のところでは一年働いた見習いさんが、医師の証明書をj得てから、県の検定試験を受けて看護婦になったのが大部分であった。」<sup>21)</sup>という記述がある。また、このことに関連して、花田ミキ著「看護かけ歩き」<sup>22)</sup>にも「明治から大正にかけては、いわゆる見習と呼ばれて医療機関に働いた人が多く、看護婦規則の制定後は、ほとんどの人が、証明書をもって、知事が行う春秋2回の検定試験を受け、看護婦の資格を得ました。」と記述されている。これらの記述にみる「見習い」については、青森県の看護婦養成ということを特定してはいないが、おそらく青森県内においても全国的な趨勢と同様の実態であったと考えられる。このような非組織的な養成の実態は歴史の史料として表面にでてくることはほとんどなく、今後さらに小規模の養成機関であった医院や団体などの看護婦養成の実態について究明していく必要がある。

## VI. 日本赤十字社青森県支部における救護看護婦養成の開始

日赤青森県支部は明治20年に設立され、明治29年に最初の救護看護婦養成が始められた。明治29年には、日赤本社の看護婦養成規則に加え、「地方部看護婦養成規則」が制定されたことにより地方の公立、私立の病院における委託養成が可能になった<sup>23)</sup>。

それまでは本社病院で支部からの委託養成が行われていたが、この支部規則の制定によって全国の支部赤十字社において一斉に養成が始められた。また、支部規則によれば、その修業年限が本社養成は3年間（明治29年改正により3年半から3年となった）であるのに対して、支部養成は2年間となっている。

このように、全国の支部赤十字社に拡大して広く救護看護婦養成を始めたことは、明治27年日本が清国（現、中国）に宣戦布告を行った日清戦争の進攻に伴い、戦時救護の需要が差し迫っていたことを物語っている。青森県における最初の組織的な看護婦養成の開始は、戦時救護という時流に乗って行われたのである。日赤青森県支部養成の卒業生で3回にわたって戦争救護の任務について生還した花田ミキはその著書<sup>24)</sup>の中で、「戦争に看護を役立たせなければならなかった者としての深い悲しみと反省をこめて、看護こそ人命の畏敬と尊厳を基盤とし、平和の中でこそ機能する仕事であるということを若い人たちに、心の底から訴えていきたい」と述べている。

なお、明治29年看護婦養成が始まる前の27年・28年にわたって日清戦争に派遣された救護班員のなかに青森県

からは3名の看護人が派遣されていた。救護班員の構成は看護人が大半を占め、これは男子の看護者であった。その他に看護婦長・看護婦が看護人の3分の1ほど派遣されていたが、この時期に青森県からはまだ看護婦の派遣はなかった<sup>25)</sup>。

## VII. 委託養成による日赤青森県支部の救護看護婦養成

その当時の養成は、はじめ青森公立病院、弘前市立博愛病院、青森市立病院など県内の公立地域病院へ委託して行われたが、後に本社、他県支部の日赤病院における養成へと統制されていった。

明治29年、青森県支部日赤の第1回生の養成に際して6名の生徒が志願し、青森公立病院に委託された。2年間の修業期間を終えて第1回生6名は明治31年3月に卒業している。その後、2回生2名、3回生5名、4回生3名、5回生4名、6回生4名とすべての回生の名簿が残っている。明治期は第13回生まで、合計63名が養成された<sup>26)</sup>。

明治期の日赤青森県支部の養成は、基礎教育を青森県支部で行い、実習は初期には県内地域病院へ、後に本社および他県支部日赤病院へ委託して行われた。卒業時点は実習病院で迎えることから、卒業生名簿には本社第〇回生とか盛岡日赤第〇回生、秋田日赤第〇回生というふうに記載されている。

青森県内でいわば自前の養成が行われたのは昭和19年から八戸日赤病院において乙種救護看護婦養成が行われたものの、これは2回生まで乙種看護婦を養成しただけで廃止となった。このため青森県支部での養成はほとんどすべてが本社または県外への委託で行われたのである。委託養成先は、大正13年から本社以外の近県支部病院へと移り、盛岡日赤病院、秋田日赤病院が多かった。また、昭和18年から22年にかけて北海道旭川日赤病院、北見日赤病院にも委託が行われた<sup>27)</sup>。

## VIII. 青森県支部における教育の内容および教育担当者

青森県での明治期の養成における教育内容についての系統的な記録は見当たらなかったため、昭和19年に日赤八戸病院が養成所として指定を申請したときの資料<sup>28)</sup>から、大体的内容を把握した。日赤の看護婦養成は戦時救護、災害救護という明確な教育目的をもつものであることから、時代の変遷によるカリキュラムの変化は少ないのではないかと考え参考とした。ただし、考慮すべき点として明治期はまだ全国的な共通の看護婦規則が制定されていない時期であり、日赤独自の規則によって教育内容が決められていたが、昭和19年当時は、大正4年に公布された全国共通の看護婦規則があり、日赤の教育もその看護婦規則および後述の指定基準に沿って指定認可を

受ける必要があったため教育内容の変化があり得るとい  
うことである。大正4年に公布された看護婦規則では看  
護婦試験の受験科目として、また、同年公布の私立看護  
婦学校講習所指定標準の件では指定学校としての認可条  
件として必修科目が規定されていた。その受験科目と必  
修科目は共通しており、修身、人体の構造及主要器官の  
機能、看護法、衛生及伝染病大意、消毒方法、包帯術及  
治療器械取扱法大意、救急処置となっていた。

日赤八戸病院が昭和19年に乙種看護婦養成を開設する  
ために申請した教授科目の内、主な科目では医学的な専  
門科目と綱帯法、外傷、救急法、患者運搬法、治療介補、  
手術介補など戦傷病者の救護、災害被災者の救護という  
面が特殊性として認められるが、伝染病、寄生虫病など  
の予防や栄養、学校衛生など当時の衛生状態を反映した  
保健や予防面も広く履修することとなっていた。また書  
道、音楽、珠算、体操、華道、弓道、英語など一般教養  
科目も含まれていた。

英語については、大正期に大阪日赤病院で養成教育を  
受けた井上なつゑ自叙伝<sup>29)</sup>によれば、日赤では語学生制  
度を採用し、その趣旨は、「国際的に活動しなければなら  
ない赤十字看護婦は英語かフランス語かドイツ語のうち  
1つくらいの外国語を話せなくてはならない。いつでも  
通訳をつれて会議にできるように、本当に意志の疎通を  
円滑に保つことはできないとの理由からだった」とされ  
ている。井上自身はその制度により津田英学塾に委託生  
として入学している。

このような教育方針があったため地方支部の養成にお  
いても学科目の中に英語が含まれていたものと考えられ  
る。

しかし、この教育内容の中に看護法なり看護学という  
科目名はなく、一箇所「看護及臨床検査法」とあり、担  
当者は婦人科医長となっているだけである。

日赤での看護婦養成には日赤設立当時から、戦時救護  
という養成目的があり、戦争に従軍する軍人の救護とい  
う使命は皇室の恩賜をうける尊い任務であるということ  
から救護看護婦の教育目的には人間形成と専門職業人  
としての看護教育という二大教育目標が掲げられ、他の一  
般看護婦の模範となる看護婦養成がめざされた<sup>30)</sup>。した  
がって、専門教育科目は医師を教授者として医学を基礎  
とした高度の知識を涵養することに主眼が置かれたと考  
えられる。当時のわが国の看護教育はまだ草創期であり、  
看護教師になるような人材はごく限られたものであった  
とみられ、日赤本社で看護婦養成を開始した明治23年当  
時において、教育担当者の人選は慎重に行われたものの  
看護婦で教育担当の任に当たることができる人は得られ  
なかった<sup>31)</sup>とされている。

このようなことは、看護教育担当者としての人材不足

という問題に限らず、看護教育の内容を決定するカリ  
キュラムの編成に当たって、看護学の必要性を主張でき  
る立場の人がまだそういう認識をもたなかったことや認  
識をもっていたとしても発言権をもたなかったという問  
題が浮き彫りになってくる。

また、この資料では「以下略」となって、他にどのよ  
うな科目が含まれたかが不明であったので、昭和9年の  
日赤看護婦養成規則にもとづく詳細なカリキュラム<sup>32)</sup>と  
照合した。

その結果、他に異なる科目として認められたのは、病  
室見学(担当者:病室付職員)、実務練習(担当者:職員  
全員)、各科復習(担当者:養成部長)の3科目だけで  
あった。この中で実務練習という科目は、カリキュラム  
の上で、第2学年から第3学年をとおして2年間にわたり、  
週60時間という時間数が割り当てられている。この  
ことからみて、これが看護臨床実習に相当する科目であ  
ると考えられた。

先の資料(青森県支部赤十字100年史)を編集する担当  
者がこれらを省略して、掲載しなかったことは、この実  
習に関する科目が教授科目としては認識されにくいもの  
であったと考えられる。

## IX. 病院における実習について

病院における臨床実習については花田ミキ著「巻きも  
どすフィルム」の中から、「私の修業時代」と題された部  
分<sup>33)</sup>をもとに検討した。この著書によれば、花田ミキは  
高等女学校卒業後、青森県支部に入社し盛岡日赤病院で  
救護看護婦としての養成教育を受けられた。時期は昭和  
6年から9年までの3年間であった。花田ミキのこの記  
述は一部が平尾真智子著「資料にみる日本看護教育史(看  
護の科学社)」にも日赤看護婦養成所生徒の生活として、  
他養成機関の生徒の事例とともに引用<sup>34)</sup>されていること  
もあり、時代を超えて貴重な実態を知らせてくれるもの  
と考えここにとりあげた。カッコ内は筆者が考察した注  
釈である。

「1年生は午前4時に起きて前夜の冷飯をかきこみ、病  
院の外来の拭き掃除—それも手で何室も雑巾がけをする  
のだ。磨きもの(治療処置に使ったピンセットや膿盆な  
ど医療器械を磨き砂をつけてびかびかになるまで洗浄す  
ること)、洗いもの(衛生材料の包帯やガーゼ、治療処置  
や手術で使う掛け布類を洗濯すること)に明け暮れた。  
1年生のうちに結核性の疾患でたおれる者が続出した  
(肺結核で学業を断念する者が多数あった)。

徹夜の当直の翌日学課(授業)に出たので、ぶっとお  
し36時間も働いたり(実務練習)学んだり(授業に出て  
受講)したこともあった。深夜の病室の廊下に恥も外聞  
もなくすわりこみ、患者輸送車の脚にすがりついたまま、

寝こんだこともあった。頑健なものだけが残っていく看護婦哀しさながらの学生時代は、蛍雪時代といえるのではなく、徒弟教育であった。今の看護婦学生を見て隔世の感がある。」

前述した通り、実務練習は2年間を通して毎週60時間の履修というカリキュラムであったが、実際は朝4時から出て行くことや徹夜の当直があったりしたので、規定の何倍もの時間を実務練習と称して「働いた」のである。実習は、昭和中期においても、保健師助産師看護師学校養成所指定規則のカリキュラムの上で「勤務」として表現され、「病室勤務」「外来勤務」「手術室勤務」などと呼ばれた。実習生は病院の労働力の補助要員であった。

当時の臨床実習は、「徒弟教育」と述べられているように、その内容は、病院での雑務や診療処置の後始末などをしながら、看護婦や先輩看護婦生徒を見習って、仕事を形から覚えていくというものであったと考えられる。

この点は大正初期に養成教育を受けた井上なつゑの自叙伝とも符号する。「教科書は、赤十字の教程上下と、修身の教科書1冊といった具合であり、講師も、みな病院のお医者さんたちの兼務で、与えられた教程を読んで説明をするだけといった有様であった。だから病室に実習に出ていっても、もちろん十分に説明を受けるわけにはいかなかった。1年生がイルリガートル（点滴注射液の容器）の手をもって立っていると、上級生が指示するといった毎日で、ほんとうに見様見真似であった」<sup>39)</sup>

## X. 看護婦養成の周辺における看護人の存在について

日赤の看護婦は救護員として養成されてきた。救護員には他に医員、看護人、輸送人という職種が含まれた。医員は医師であるが、看護人は男子救護員であり、明治13年にはその規則が定められていた。看護婦養成が始まる前は看護人が早くから存在したのである。救護員として看護人に採用されるのは陸軍病院の看護人や看病卒といわれる兵士のうち、満期解除（兵役の義務を解除）になった人たちだった<sup>39)</sup>。看護人には教育も行われており、青森県においても、明治32年、日赤青森県支部が準備看護人養成所を弘前市の弘前衛戍（えいじゅ）病院に委託開設している<sup>39)</sup>。弘前衛戍病院というのは、国立弘前病院（現、独立法人国立病院機構弘前病院）の前身の陸軍病院のさらにもう一つ前身の病院である。日赤は戦争救護という使命をもつので国の軍立機関である衛戍病院へ準備看護人の養成を委託していたと考えられる。

しかし看護人の養成は看護婦養成がはじまり、軌道にのるにしたがって廃止されることになった。全国的には明治21年（看護婦養成開始は明治23年）に養成廃止となったが、日清戦争、日露戦争の需要により復活し、昭和8年まで存続したとされている<sup>39)</sup>。

## XI. 臨時救護看護婦の養成について

明治37年日露戦争勃発に際し日赤青森県支部において一般から看護婦を募集し臨時救護看護婦として養成が行われた。この時の養成の実態については資料を収集できなかったが、日赤青森県支部では、明治29年から昭和18年まで委託養成を継続しており、明治37年の臨時救護看護婦養成のほかに、太平洋戦争に際し、やはり救護員確保のため、昭和15年から臨時救護看護婦を採用し、3カ月間の補備教育を盛岡赤十字病院で実施したという記録がある<sup>39)</sup>。また昭和16年には、北海道支部旭川赤十字病院にも甲種救護看護婦生徒と併せて同時に養成を委託したとされる。3カ月の補備教育というのは、採用されたのが一般看護婦ということであるので、救護員としての特殊な部分だけを補足的に教育したものとみられ、戦時救護という需要のために特別な教育をして養成された正規の甲種看護婦だけでは需要に追いつかず、速成教育で救護看護婦の増員を図ったものと考えられる。

明治37年ごろの青森県における一般看護婦の存在についてはまったくその実態が不明である。全国的にみても明治30年代は看護婦規則が府県に任されていた時代であり、組織的に看護婦養成を実施している府県は少なかったと考えられる。

## XII. まとめ

本稿では、明治期、青森県で最初とみられる看護教育について文献・資料から調査を行い、日本赤十字青森県支部における救護看護婦養成の養成状況と教育内容を考察・検討した。本県において日赤救護看護婦の養成が開始されたのは明治29年のことであった。その教育目的は戦時救護および平時の地震・噴火などの災害救護であった。その教育目的の特殊性から教育目標は高く掲げられ、教育内容には専門科目として当時としての高度な医学的知識と治療処置に関する介補技術で構成されたカリキュラムが組まれていた。また、人間性の向上も主たる教育目標のひとつであり、そのため、教育の基礎資格は、中等教育程度であり、修業年限は本社では3年であるが地方支部では2年間であった。教育内容には修身、礼法のほかに音楽、書道、体操、英語など一般教養科目が組まれていた。

他面、実習教育についてはまだ教育として整備・体系化されておらず、看護婦生徒は実務練習という形で、過酷な条件の下、病院の労働力となって働いていたというのが実態とみられた。

（受理日：平成17年10月17日）

## 引用文献

1) 日本看護協会編：日本看護協会史・第1巻，85，日



- 本看護協会出版会, 1967.
- 2) 平尾真智子:資料にみる日本看護教育史, 7-26, 看護の科学社, 1999.
  - 3) 日本赤十字社青森県支部・創立百周年記念事業・青森県赤十字百年史編集委員会編:青森県赤十字百年史, 358, 日本赤十字社青森県支部, 1988.
  - 4) 雪永正枝:看護史年表, 第2版, 56, 医学書院, 1977.
  - 5) 前掲4), 56
  - 6) 氏家幸子:看護教育の概念, 看護MOOK, (37), 1, 金原出版, 1991.
  - 7) 見藤隆子:人を育てる看護教育, 9, 医学書院, 1987.
  - 8) 小山眞理子編:看護教育講座1, 看護教育の原理と歴史, 医学書院, 2003.
  - 9) 高橋みや子, 三上れつ:年表で見る日本の看護・看護教育100年, 看護教育, 41(8), 572, 2000.
  - 10) 前掲2), 11
  - 11) 前掲2), 9
  - 12) 前掲3), 1176-1179
  - 13) 15周年記念誌発行委員会編:日本赤十字看護大学15周年記念誌, 28, 日本赤十字看護大学, 2000.
  - 14) 前掲3), 349
  - 15) 前掲2), 46-47
  - 16) 前掲3), 356-357
  - 17) 前掲3), 351
  - 18) 木下安子:近代日本看護史, メヂカルフレンド社, 77, 1969.
  - 19) 依田和美:京都看病婦学校で開始された看護教育の概要, 日本看護歴史学会第19回学術集会講演集, 11-12 (添付資料), 2005.
  - 20) 花田ミキ:巻きもどすフィルム, 152, 日赤青森県支部青桐会, 1985.
  - 21) 前掲15), 155
  - 22) 花田ミキ:看護かけ歩き-明治・大正・昭和-, 四十周年記念誌, 139, 日本看護協会青森県支部, 1989.
  - 23) 細越幸子:地方における看護師養成所が果たした役割, 盛岡赤十字看護専門学校を例に, 日本看護歴史学会第19回学術集会講演集, 48, 2005.
  - 24) 花田ミキ:激動の時代を生きて, 私が歩んだ昭和の看護史, 看護学雑誌, 54(1), 69, 1990.
  - 25) 前掲3), 273
  - 26) 前掲3), 363-364
  - 27) 前掲3), 363~375
  - 28) 前掲3), 359
  - 29) 井上なつゑ:井上なつゑ自叙伝わが前に道はひらく, 16-36, 日本看護協会出版会, 1973.
  - 30) 前掲3), 356
  - 31) 前掲3), 350
  - 32) 前掲2), 49-51
  - 33) 前掲20), 163-164
  - 34) 前掲2), 52
  - 35) 前掲29), 17
  - 36) 前掲3), 349
  - 37) 前掲22), 138
  - 38) 前掲3), 349
  - 39) 前掲3), 358